



鳥取県公報

平成 19 年 9 月 7 日 (金)
第 7 9 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (751) (障害福祉課) 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (752) (経済政策課) 2 保安林の指定の解除予定 (2 件) (753・754) (森林保全課) 3 保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (755~758) (〃) 4 指定居宅サービス事業者の指定 (759) (東部総合事務所福祉保健局) 7 指定介護予防サービス事業者の指定 (760) (〃) 8 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (761) (西部総合事務所福祉保健局) 8 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (762) (日野総合事務所福祉保健局) 8
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) 9 砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) 11
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) 12

告 示

鳥取県告示第 751 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
下田 晋	鳥取市宮長 260 - 5	有限会社しもだ 薬局	鳥取市叶 283- 3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成 19 年 9 月 1 日
藤田 幸一	日野郡江府町 江尾 1750- 2	藤幸堂薬局	米子市安倍 200- 1	育成医療 更生医療	〃

鳥取県告示第 752 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターサンアイ境港店
境港市竹内団地 105
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前 9 時 30 分 閉店時刻 午後 8 時
変更後 開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午後 8 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時から午後 8 時 30 分まで
変更後 午前 7 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
- 3 変更年月日
平成 19 年 8 月 2 日
- 4 届出年月日
平成 19 年 7 月 31 日
- 5 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社サンイレブン 米子市福市 1714- 1 代表取締役 松原 史明

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 鳥根県益田市下本郷町206-5 代表取締役 飯塚 正
- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,985 m²
- (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
(ア) 位置 6の書類に記載のとおり
(イ) 収容台数 88台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
(ア) 位置 6の書類に記載のとおり
(イ) 収容台数 30台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
(ア) 位置 6の書類に記載のとおり
(イ) 面積 106.86 m²
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(ア) 位置 6の書類に記載のとおり
(イ) 容量 18.0 m³
- (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 3か所
位置 6の書類に記載のとおり
- イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成19年9月7日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済政策課
米子市糺町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
境港市上道町3000
境港市産業環境部通商課
- 9 意見書の提出
境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第753号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町大内字榭水高原1069の104
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第 754 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町下菅字梅ノ木塔11の44から11の46まで、11の48から11の50まで、字赤ハゲ谷13の31、13の32（以上8筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第 755 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字西谷字三ツ石739、740、741の1、741の3、741の4、742、字タワ743から748まで、748の1、749の1、749の2、750から752まで、字下津船775、776、780、781の1、781の5から781の12まで、782、783、783の1、784の1、784の2、785、785の1、786の1、786の2、787、788、字大磨790から792まで、793の1、793の2、794、795の1、795の2、796から801まで、802の1から802の9まで、803、804、804の1、805、806、806の1から806の3まで、807の1から807の4まで、808から814まで、字ソラ田816から819まで、828から830まで、832から834まで、字段ノ上835、835の1、835の2、836から842まで、845、848、851、852、854から857まで、858の1から858の3まで、859、860、字瀧谷口下モ861から867まで、868の1、868の2、869から871まで、873から875まで、字瀧谷奥876、876の1、877から880まで、884から886まで、886の1、887、888、888の1、888の2、889、889の1から889の3まで、891から894まで、895の3、895の5、字郷路897、907、字ヲシガ谷908、910から914まで、915の1、915の2、916の1、917から920まで、923、927の2、字沼ノ谷奥928、930から935まで、937から939まで、字栗ノ木谷940、941、942の1、942の2、943、943の1、944、947の1、

947の2、字黒ノ田上エ948の1、948の2、948の6から948の9まで、948の18、948の19、字上ミ梨子木949の1、949の2、949の5、950の1、950の4、951の1、字北谷952から957まで、963、964、字小西山965から969まで、字大西山970の1から970の4まで、984の1、984の2、984の4、字土師坂山985の1から985の3まで、986の1から986の3まで、989の2、989の30から989の32まで、990の1から990の4まで、991から996まで、字小屋ノ谷997、999の2、1001から1003まで、字カウネ1049の2、1049の4、字川向ヒ1051

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第756号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市円谷町字狐尾谷470、字宮ノ谷476の4、米田町字前田474の3、字祖父田510の2、511の1、字下用田516の3、字岩神谷537の3、539の1、539の2、540から544まで、字細谷550、字三谷野554の1から554の17まで、557の1から557の26まで、字半田平597の1から597の6まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市米田町字青木谷652の9から652の18まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 757 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市広瀬字一ツ栗山370、371の1、371の2、372の1、372の2、字垣ノ内山374の1、374の2、375、376の2、382の1から382の15まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市広瀬字立木山39の1、字大王谷499、字イヤ谷700の2、字長石山952の1(次の図に示す部分に限る。)、字芦谷1050の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 758 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字笏賀字大笏賀281、307、字本笏賀383、字六良坂413の1、字奎良路谷477の1、477の2、479の1、479の2、大字小河内字向山246の1、246の2、字汁谷266の1、266の12、字大谷1103、字天ヶ谷1174、1182

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字笏賀字西向27の1、大字小河内字下恩地393の9、394の4、394の7、394の8

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 759 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成19年9月7日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
鳥取県生活協同組合 理事長 和田隆	鳥取市岩吉175-4	鳥取県生活協同組合サービス事業部	鳥取市岩吉175-4	特定福祉用具販売	平成19年8月24日

鳥取県告示第760号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成19年9月7日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
鳥取県生活協同組合 理事長 和田隆	鳥取市岩吉175-4	鳥取県生活協同組合サービス事業部	鳥取市岩吉175-4	特定介護予防福祉用具販売	平成19年8月24日

鳥取県告示第761号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年9月7日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
有限会社セイフティケア	米子市浦津146-3	有限会社セイフティケア	米子市旗ヶ崎七丁目11-21	居宅介護、重度訪問介護	平成19年8月20日

鳥取県告示第762号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 7 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人いんくるサポート	日野郡日南町生山834-3	ヘルパーステーションいんくる	日野郡日南町生山834-3	行動援護	平成19年8月1日

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 8 月 21 日付鳥取県告示第 709 号）の内容

(告示の内容)

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

涌島 俊作	倉吉市栗尾字小箱谷奥 590 の 6
高木 町子	倉吉市栗尾字箱谷北平式 595 の 2
太田 一夫	倉吉市栗尾字箱谷北平式 595 の 11

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本四賀蔵	倉吉市栗尾字白山 562 の 1
〃	倉吉市栗尾字白山 562 の 3
増田 正光	倉吉市栗尾字下金屎 633 の 4
向井 光子	倉吉市栗尾字下金屎 633 の 8
〃	倉吉市栗尾字兜山 651 の 3
涌島 誠	倉吉市栗尾字兜山 651 の 17
〃	倉吉市栗尾字兜山 651 の 18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 8 月 21 日付鳥取県告示第 710 号)の内容

(告示の内容)

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福井市三郎	倉吉市栗尾字家ノ上 409 の 14
-------	--------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福沢 友蔵	倉吉市栗尾字末谷平 423 の 2
〃	倉吉市栗尾字末谷平 423 の 3
〃	倉吉市栗尾字末谷 433

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え
置いて縦覧に供する。〕

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、平成 19 年度の砂利採取業務主任者試験を
次のとおり実施する。

平成 19 年 9 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成 19 年 11 月 9 日（金）午前 10 時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁本庁舎 1 階講堂

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦 4 センチメートル×横 3 センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前 6 月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）をはり付けたもの）及び受験票（カラー写真をはり付けたもの）を、平成 19 年 9 月 12 日（水）から同年 10 月 5 日（金）までの間に住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成 19 年 10 月 5 日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し切手をはり付けること。

また、受験願書及び受験票は、各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送する。

(2) 受験についての詳細は、各総合事務所県土整備局に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 ノート型コンピュータ 340 台

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 19 年 12 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日まで

(4) 納入期限

平成 19 年 11 月 30 日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る 1 月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105

分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうちリース・レンタルに係るものを有すること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 9 月 18 日（火）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成 19 年 9 月 7 日（金）から同年 10 月 17 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室

電話 0857-26-7613、7614 又は 7615

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 19 年 9 月 7 日（金）から同月 25 日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送信に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）により、(1) の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 10 月 17 日（水）午後 3 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。）

鳥取県庁第 1 会議室（鳥取県庁本庁舎地下 1 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の（1）の場所に平成 19 年 10 月 9 日（火）正午までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に12月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で、1の(6)のA及びイの区分ごとに、鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に12月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

① 340 sets of notebook-type computers to be leased

② A suite of software to be purchased

(2) 0:00 PM 9, October, 2007 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 3:00 PM 17, October, 2007 : Time-limit for submission of tenders

0:00 PM 17, October, 2007 : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : New Public Management Division

Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7615

E-mail : gyouseikeiei@pref.tottori.jp